

第 65 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議  
核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する  
A/RES/65/59、2010 年 12 月 8 日採択

**共同提案国:**ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン。

**追加提案国:**オーストリア、バングラデシュ、ベリーズ、コスタリカ、マルタ、ノルウェー。

総会は、  
2009 年 12 月 2 日の決議 64/57 を想起し、

核兵器使用の可能性によって人類がさらされている脅威を、繰り返し憂慮し、核軍縮と核不拡散は、相互に強化しあう過程であり、これら両方における緊急かつ後退しえない前進が求められていることを再確認し、

核不拡散条約(NPT)※加盟国による 1995 年の再検討・延長会議で採択された「、条約再検討プロセスの強化」「、核不拡散及び核軍縮の原則と目的」及び「核不拡散条約の延長」と題された諸決定と中東決議、並びに 2000 年再検討会議の最終文書を想起し、

とりわけ、すべての NPT 加盟国が第 6 条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束を想起し、

包括的核実験禁止条約※の早期発効が、核軍縮及び核不拡散の目標への前進のために引き続き死活的に重要であることを認識し、最近のマーシャル諸島、中央アフリカ共和国及びトリニダード・トバゴによる同条約の批准を歓迎し、

2000 年 NPT 再検討会議の最終文書が、とりわけ非核兵器地帯の設立が世界及び地域の平和と安全を促進し、核不拡散レジームを強化し、そして核軍縮の目標実現に貢献するとの確信を強調したことを想起し、

2010NPT 再検討会議の最終文書が、非核兵器地帯が現在、存在しない地域、とりわけ中東における非核兵器地帯設立のための協調した努力の出発となることへの希望を表明しつつ、非核兵器地帯の追加設立を奨励したことを認識し、

2010 年 NPT 再検討会議が、1995 年中東決議の全面履行のための具体的措置を合意したこ

とに満足をもって留意し、2010年4月30日に、非核兵器地帯条約加盟国及びモンゴルによる第2回会議が開催されたことを歓迎し、同会議の成果文書※に留意し、

また、戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約の交渉妥結と署名、並びに、2010年NPT再検討会議が、両国に対して保有核兵器のさらなる削減を実現するための後継措置に関する協議継続を奨励したことに留意しつつ、また、核兵器国が透明性、検証そして不可逆性という基本的原則に従って効果的な核軍縮措置をとる必要性を強調し、当事国であるロシア及び米国による同条約の早期妥結と全面履行の誓約を歓迎し、

さらに防衛目的にもはや必要としないと判断されたプルトニウムの管理と廃棄に関するロシアと米国との間の協定、並びに、両国が検証措置に関する法的拘束力を持つ協定を国際原子力機関(IAEA)との間で締結することを誓約したことを歓迎し、

2010年NPT再検討会議が、核兵器の全面廃棄が核兵器の使用を防止するための唯一の絶对的保証であること、及び明確かつ法的拘束力を持つ安全の保証を核兵器国から受けることに関する非核兵器国の正統な関心を再確認し、認識したことを想起し、

1.2010年NPT再検討会議が、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和利用、中東、とりわけ1995年中東決議の履行に関する後継措置を盛り込んだ実質的最終文書を採用したことを歓迎する。

2.とりわけ、同再検討会議が、NPTの目的に従い、すべてにとってのより安全な世界を追求し、核兵器のない世界の平和と安全を実現することを決議したという事実を歓迎する。

3.核兵器のいかなる使用によっても破局的な人道的結末がもたらされることに対する深刻な懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認したことを歓迎する。

4.さらに、NPT再検討会議が核兵器国に対して相互信頼を増進するために透明性をさらに向上させることを求め、この件に関する最新の肯定的な進展を多とし、すべての核兵器国に対してこれに関連する行動を早期にとるよう求めたことを歓迎する。

5.2000年NPT再検討会議の最終文書※が合意した、すべてのNPT加盟国が同条約第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を含む実質的措置が引く続き有効であることを再確認したこ

とを歓迎する。

6.2010年再検討会議において、核兵器国が、2000年再検討会議最終文書※に示された核軍縮のための措置の具体的進捗の加速と、2015NPT再検討会議準備委員会の2014年会期に先立って実質的な進捗を達成することを保証するとの見地に立った速やかな関与を誓約したことの重要性を強調し、核兵器国が2010再検討会議で採択された核軍縮行動計画の下での誓約履行に関して定期的に報告を行うことを奨励する。

7.核兵器国が、あらゆる種類の核兵器を、配備・非配備を問わず、一方的、二国間、地域的及び多国的措置を通じ、削減し究極的に廃棄するためいっそうの努力を行うことを誓約したことに、満足をもって留意する。

8.すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画に従い、それぞれの核兵器国でもはや軍事的に不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を保証し、核軍縮に関連する適切な検証能力の開発を支援する、さらなる措置をとることを奨励する。

9.すべてのNPT加盟国に対して、1995年再検討・延長会議※で採択された中東に関する決議の完全履行に向けて努力するよう求める。また、国連事務総長及び1995年決議の共同提案国並びに他の関連する諸国及び組織が、これに関して2010年再検討会議で合意された具体的措置の履行に向けた必要な準備を行うよう求める。

10.NPTとその普遍化が核軍縮及び核不拡散の実現において果たす中心的役割と、同条約加盟国のすべてが自らの義務を尊重することを引き続き強調する。

11.また全ての加盟国が、核軍縮と核不拡散に関連するあらゆる誓約を全面的に履行し、これら目的に反する、あるいは新しい核軍拡競争のつながる可能性のあるいかなる行動もとらないよう求める。

12.すべての加盟国が、NPTの普遍化のためのいかなる努力も惜しまないよう繰り返し求める。またこれに関連して、インド、イスラエル及びパキスタンが非核兵器国としてすみやかに、かつ無条件にNPTに加盟することを求める。

13.朝鮮民主主義人民共和国に対して、平和的手段による朝鮮半島の非核化を達成するとの見地から、すべての核兵器と現存する核プログラムの放棄を約束した2005年9月の共同声明を含む6か国協議における誓約を履行し、早期にNPTとIAEA保障措置の遵守に復帰するよう求めるとともに、6か国協議への支持を再確認する。

14.第 66 回国連総会の暫定議題に「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題された項目を含めること、並びに現存する決議の履行を同会期において点検することを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。